

コミュニティバス等の安全・利便確保等に関する行政評価・監視の結果に に対する改善措置回答（富山運輸支局）

1 旅客輸送の安全対策

（1）安全運行管理体制の充実

【指摘事項】

富山運輸支局は、コミュニティバス等の運行の安全を確保する観点から、地域公共交通会議等の場を利用するなどの方法により、許可又は登録後おけるコミュニティバス等の運行管理の実施状況を的確に把握するとともに、運行主体に対して、実施すべき運行管理の具体的内容について必要な周知及び啓発を行ない、次の措置を講ずるよう指導又は助言する必要がある。

- | |
|-------------------------|
| ① 運行管理者等及び整備管理者を選任すること。 |
|-------------------------|

【改善措置】

ア. 自家用有償旅客運送者については、平成18年10月の道路運送法及び関係法令等の改正により、新たに道路運送法施行規則第51条の17において、運行管理の責任者の選任及び運行管理の体制の整備が義務付けられたことから、法改正後、自治体、バス事業者に対し説明会等を開催し、法改正の周知徹底を図ってきたところです。

運行管理の責任者の選任は、平成19年9月30日まで猶予されているところではありますが、今後も、有効期間の更新の登録時や登録事項変更時等の機会を捉え指導してまいります。

イ. 整備管理者の選任及び届出については、道路運送車両法第50条及び52条の規定により、自家用、事業用を問わず保有台数等一定の基準を超える自動車使用者に義務付けられているものです。従って、自動車使用者である自家用有償旅客運送者においても同様に義務付けがなされおり、選任要件を満たす場合には選任・届出を行なわなければなりません。

自家用有償旅客運送者については、改正後の道路運送法施行規則（第51条の20）で新たに整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備が義務付けられたことから、法改正後、自治体、バス事業者に対し説明会等を開催し、法改正の周知徹底を図ってきたところです。今後も、有効期間更新の登録時や登録事項変更時等の機会を捉え法令遵守について指導してまいります。

なお、ご指摘の運送者については早急な改善を指導してまいります。

② 乗務する運転者に対する点呼を確実に実施すること。

【改善措置】

自家用有償旅客運送者については、平成18年10月の道路運送法及び関係法令等の改正により、道路運送法施行規則第51条の18において、新たに安全な運転のための確認等が義務付けられたことから、自治体、バス事業者に対して説明会等を開催し、法改正の周知徹底を図ってきたところです。

今後も、有効期間の更新の登録時及び登録事項変更時等の機会を捉え、安全な運転のための確認等について指導してまいります。

なお、ご指摘の運送者については早急な改善を指導してまいります。

③ 異常気象時における対応基準を明確にし、必要な規程を作成すること。

【改善措置】

自家用有償旅客運送者については、平成18年10月の道路運送法及び関係法令等の改正により、道路運送法施行規則第51条の17第3項及び第51条の18において、新たに「運行管理の責任者の行う業務」及び「安全な運転のための確認等」が義務付けられたところです。

今後は、運行管理者研修や監査時、又は有効期間の更新の登録時及び登録事項変更時等の機会をとらえ、安全な運行を確保するための措置について指導してまいります。

なお、ご指摘の運送者については早急な改善を指導してまいります。

④ 負傷した旅客に対する応急手当の措置が適正かつ迅速に行なわれるよう乗務員に対する研修・教育を実施すること。

【改善措置】

交通事故により負傷者が発生した場合の救護措置は、道路交通法第72条の規定（交通事故の場合の措置）により措置されなければならないものです。

自家用有償旅客運送者については、平成18年10月の道路運送法及び関係法令等の改正により、道路運送法施行規則第51条の21第1項及び第51条の21第2項において、新たに「事故の対応に係る責任者」及び「事故の記録」が義務付けられましたが、負傷者の応急手当に係る研修についてはまでは、規定されておられません。

しかしながら、当局においては、利用者保護の観点から、運転者に対する安全運行の確保のために必要な事項の指導・教育の実施を従来から指導しているところであり、また、平成18年10月の改正道路運送法において新たに自家用有償旅客運送制度が規定されたことに伴い、市町村の担当者を対象に説明会を開催し、関係法令等の周知に努めてきたところであります。

今後も、有効期間の更新の登録時及び登録事項変更時等の機会を捉え指導してまいります。

なお、ご指摘の運送者については早急に指導してまいります。

(2) 車両の点検・整備の徹底

【指摘事項】

富山運輸支局は、コミュニティバス等の運行の安全を確保する観点から、地域公共交通会議等の場を利用するなどの方法により、運行主体に対して、実施すべき車両の点検整備に係る具体的内容について必要な周知及び啓発を行うとともに、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 運行するバスについて、自動車点検基準に基づく車両の3ヶ月点検の実施を遵守することとし、運行の委託を行なっている場合、委託契約において車両の点検を3ヶ月ごとに行なう旨を明示すること。

【改善措置】

自動車の定期点検整備については、道路運送車両法第48条の規定により全ての自動車使用者に義務付けられております。

自家用有償旅客運送者については、平成18年10月の道路運送法及び関係法令等の改正により、道路運送法施行規則第51条の20において、新たに整備管理の責任者の選任及び整備管理の体制の整備が義務付けられたことから、自治体、バス事業者に対して説明会等を開催し、法改正の周知徹底を図ってきたところです。

今後も、有効期間の更新の登録時及び登録事項変更時等の機会を捉え、車両の3ヶ月点検の確実な実施等法令遵守を求めてまいります。

なお、ご指摘の運送者については早急な改善を求めてまいります。

- ② 車両備え付けの消火器については、耐用年数及び点検すべき期間を経過することがないよう管理台帳を整備することなどにより適切な管理を行なうこと。

【改善措置】

消火器については、道路運送車両法第41条において技術上の基準に適合するものでなければ運行の用に供してならないと規定しているところです。

また、同法第47条において、自動車の使用者に自動車を点検及び整備し保安基準に適合するように維持すべきことを義務付けています。

自家用有償旅客運送者に対しては、これまでも定期点検整備の確実な実施と非常信号用具及び消火器を含む自動車の構造・装置の保安基準適合の維持について指導してきたところですが、今後もあらゆる機会を捉えて指導してまいります。

なお、ご指摘の運送者については適切な管理について指導してまいります。

2 利用者の利便確保等

【指摘事項】

富山運輸支局は、コミュニティバス等の運行の利便確保の観点から、地域公共交通会議等の場を利用するなどの方法により、運行主体に対して、利用者の利便確保のための措置に係る具体的内容について必要な周知及び啓発を行ない、次の措置を講ずるよう指導又は助言する必要がある。

① 停留所における時刻表等の掲示については、定期的な点検や利用者等からの意見・要望の収集を行なうなどにより、その適正化を図ること。

【改善措置】

一般乗合旅客自動車運送事業者の停留所における掲示事項については、旅客自動車運送事業運輸規則第5条第2項の規定により、公衆に見やすいように掲示しなければならないこととなっています。

また、一般乗合旅客自動車運送事業者においては、旅客の利便の確保のため、法令に定められた事項の掲示義務のほか、掲示が適切になされているかを定期的を確認し、また、汚損、破損等があった場合は、速やかに適切な措置を行う必要があるものと考えます。

コミュニティバス等を運行する自家用有償旅客運送者については、法による義務付けはありませんが、停留所の掲示等については利用者の利便の確保の方策を検討すべきものと考えます。

ご指摘のあった運送者等については、不具合箇所についての改善を図るよう指導してまいります。

また、利用者利便の向上のため、一層利用者等からの意見・要望の収集に努め、案内表示等の改善を図るよう、会議、各種研修会、監査、又は有効期間の更新の登録時及び講習会等の機会を捉え指導してまいります。

② 一般乗合旅客自動車運送事業として運行する自動車内における物品の持込制限等の掲示については、車内の掲示状況を点検し、その適正化を図ること。

【改善措置】

一般乗合旅客自動車運送事業者における事業用自動車への物品の持込制限等に係る事業用車内への掲示については、旅客自動車運送事業運輸規則第42条第2項、第3項及び第4項の規定により、旅客に見やすいように掲示することが義務付けられています。

同規定の徹底につきましては、今後、会議、各種研修会、監査等の機会を捉え適切に指導してまいります。

なお、ご指摘の事業者については早急な改善を指導してまいります。

③ 道路運送法第21条第2号の許可を受けた事業者及び自家用有償旅客運送者が運行する自動車においても、物品の持込制限等について車内に掲示すること。

【改善措置】

平成18年10月の道路運送法等の改正以前に道路運送法第21条第2号の許可を受けた事業者については、改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第47条の2の準用規定により、また、平成18年10月の改正道路運送法において一般乗合旅客自動車運送事業者とみなされた道路運送法第21条第2号の許可事業者については、旅客自動車運送事業運輸規則第42条第2項及び第3項の規定により、物品の持込制限等に係る車内掲示が義務付けられておりますので、今後、会議、各種研修会、監査等の機会を捉え適切に指導してまいります。

また、自家用有償旅客運送者のコミュニティバス等に使用されるバス車両については、物品の持込制限等についての車内掲示に係る規定はありませんが、利用者の安全の確保を図るための方策について、今後、有効期間の更新の登録時及び講習会等をはじめとする機会を捉え指導してまいります。

なお、ご指摘の事業者等については早急な改善を指導してまいります。

④ 旅客が降車する際にその旨を容易かつ安全に運転者に通報することが可能となるよう自動車内に降車合図用ブザー等を設置すること。

【改善措置】

自家用有償旅客運送者のコミュニティバス等に使用されるバス車両についての降車合図用ブザーの設置については、旅客の利便性等の確保を図るうえで望ましいものと考えますが、自家用有償旅客運送者には義務付けがありません。

しかしながら、平成18年10月の改正道路運送法において新たに自家用有償旅客運送制度が規定されたことに鑑み、自家用有償旅客運送者に対しても利用者利便の向上に関する方策について、出来る限りの指導、助言に努めてまいります。